

丹波山村が製造に携わる酒類販売業務委託募集要領

1 目的

本要領は、丹波山村の豊かな森林資源および農林産物の PR のため、丹波山村が製造に携わる酒類の販路を村外へ拡大するにあたり、行政では、酒販免許を所持していないことから、酒販免許を所持する事業者へ酒類の卸売・小売を業務委託する。

なお、当業務委託においては、村内消費者、村内事業者への販売は業務委託の範囲から除外する。

2 事業概要

(1) 業務名

丹波山村が製造に携わる酒類販売業務委託

(2) 業務期間

業務締結日から令和7年3月31日まで

なお、業務委託は、毎年更新することとし、受託事業者の実施状況に応じては、更新をしないこともある。

3 業務内容

① 丹波山村が製造に携わる酒類の小売・卸売業務

- ・ 丹波山村産ミズナラ材を活用した木樽により製造されたワイン、ウイスキーの村外消費者・事業者への小売・卸売業務
- ・ インターネット等を活用した酒類の広報業務・小売業務
(例) クラウドファンディングやインターネットでの販促など
- ・ その他、村が製造に携わった酒類等の小売・卸売業務

② 新規で酒類を開発する際の自治体との伴走業務

- ・ 丹波山村と製造事業者との企画から製造までの間の伴走業務
- ・ 製造する酒類のデザインに関わる提案業務
- ・ 丹波山村産ミズナラ材を使用した木樽の活用提案業務
- ・ 酒類を販売する上で必要な提案業務

③ ①に付随する酒類の発送管理業務

- ・ 小売・卸売業務に付随する発送業務

④ 業務状況の報告

- ・ 四半期ごとの小売・卸売業務にかかる明細書の提出

4 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 丹波山村内に本店又は支店若しくは営業拠点を有する法人であること。

なお、営業拠点は、営業所の設置、担当社員の配置など、形態は問わない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請していない者であること。
- (4) 納期が到来している直近の国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。

5 スケジュール

（募集期間）

令和 6 年 5 月 13 日午前 9 時から令和 6 年 6 月 7 日午後 5 時まで

（優先交渉権者の決定）

令和 6 年 6 月 19 日まで

（優先交渉権者への通知）

令和 6 年 6 月 21 日まで

（事業者の決定・契約の締結）

令和 6 年 6 月 27 日を目途に業務委託契約を締結

6 提出書類

以下の表の書類を提出すること。なお、8 の書類の提出は任意とする。

	提出書類	様式等	提出部数
1	会社概要	任意様式	1 部
2	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	写し可	1 部
3	定款	写し可	1 部
4	酒類販売業免許 （卸売業免許、小売業免許）	写し可	1 部
5	納税証明書	国税及び地方税（県税・村税）の未納のない証明書	1 部
6	見積書	別添様式を参考に記載すること	1 部
7	業務に係る従業員配置計画 （営業拠点の設置が分かること）	任意様式	1 部
8	その他、自社の業務内容を PR する資料	任意様式	1 部

7 受託事業者の決定方法

村内に営業拠点を有すること、酒類販売業免許（卸売業免許、小売業免許）を所持していることは、応募条件として必須とする。

提出された書類から、会社概要、従業員配置計画、見積書、その他提出資料を以下の判断基準に照らし、優先交渉権者を決定する。

評価項目	評価基準	評価点
会社概要	資本金、社員数などから当事業を円滑に遂行できる企業であるか。	25
従業員配置計画	営業拠点を有しているか。 本社・支店 25点、営業所 20点、担当職員の配置 10点の順に評価する。	25
見積書	提出された見積書の額を基準に評価する。 なお、見積書の額が酒類の製造コストを下回る場合は、評価を減点する。	30
その他、自社の業務内容を PR する提出資料	村外の消費者、事業者へ広く販路を拡大できる計画があるか。当村に伴走し新規プロジェクトを立ち上げることができるか。	20

8 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結する。
なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

9 見積内容

「3 業務内容」を委託するにあたって、業務委託料は支払わない。業務の受託にあたって、必要な事業費については、丹波山村から受託事業者を提供する価格と希望小売価格の差分によって賄うこととする。丹波山村が保管する酒類の在庫一覧を参考に見積書を作成する。なお、酒類の在庫一覧については、「1.1 提出方法」に記載されているメールアドレスあて問い合わせること。

10 留意事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務に当たらせること。

1.1 提出方法

「5 募集期間」の終期までに、地域創造課に持参又はメールにて提出
地域創造課メールアドレス sousei@vill.tabayama.yamanashi.jp

1.2 問い合わせ先

丹波山村地域創造課 （担当：船木）

TEL：0428-88-0211 FAX:0428-88-0207 E-mail:sousei@vill.tabayama.yamanashi.jp